

さ情審査答申第 31 号
平成18年12月 1日

さいたま市長 相 川 宗 一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 小 池 保 夫

答 申 書

平成18年6月28日付けで貴職から受けた、平成18年度4月入所選考会議用名簿（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報のうち、「優先順位」、「父所得割額」、「母所得割額」、「税額合計」、「父」、「母」、「家庭3」及び「関連児童情報」の部分を非公開としてなした一部公開決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年3月27日付け北健支第734号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定について、これを取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び意見書補足によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象行政情報のうち、氏名や住所などは特定の個人が識別できてしまうため、条例第7条第2号に該当し非公開になることは理解できるが、「優先順位」、「父所得割額」、「母所得割額」、「税額合計」、「父」、「母」、「家庭3」及び「関連児童情報」まで非公開とすることは、条例の適用上理解できない。将来的にその保育する児童が保育所に入所した場合に、その後の保育所での生活の中で、結果として他の児童の家庭状況が分かってしまう可能性があるとする実施機関の説明は条例の趣旨を必要以上に拡大解釈をしている。入手

した保育所入所不承諾通知内容に誤りがない結果である旨を確認するためにも、本件処分は取り消されるべきである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、非公開理由説明書、理由補充説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 公開を求めている項目のうち、「父所得割額」、「母所得割額」及び「税額合計」欄は保護者の平成17年度における市民税の所得割額であり、「父」及び「母」欄は就労・疾病・不存在等の保育に欠ける理由であり、「優先順位」欄は保育所入所選考基準表に基づく順位を示し、「家庭3」は申込児童が障害児保育対象児童や要保護児童である場合にその旨が表示されるものである。
- 2 このうち、「父」、「母」、「優先順位」及び「家庭3」については、保護者が疾病や障害、または不存在の状況であることや、児童が障害児保育対象児童や児童福祉法26条に定める要保護児童であることが表示されるため、条例第7条第2号後段の、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。
- 3 「父所得割額」、「母所得割額」及び「税額合計」欄は、申込児童と同一世帯内に保育所に在園又は申込みをしている児童がいた場合、他の情報と照合することにより個人の識別が可能であり、条例第7条第2号前段に該当する。特に異議申立人は、その保育する児童について、実施機関が運営する保育施設への入所を希望して所定の入所会議の結果、1名につき入所許可となっており、より個人の識別が可能な状況といえる。
- 4 「関連児童情報」は児童と同一世帯内に保育所へ在所し、または入所申込みをしている児童がいた場合、宛名コードや氏名、年齢、在園中もしくは第一希望の保育所名が表示される項目であり、条例第7条第2号に定める「特定の個人を識別できるもの」に該当する。

第4 審査会の判断の理由

関係資料により「優先順位」、「父所得割額」、「母所得割額」、「税額合計」、「父」、「母」、「家庭3」及び「関連児童情報」を非公開とした実施機関の措置の適否につき検討する。

先ず、「関連児童情報」の記載部分は、申込み児童と同一世帯内にあつて保育所へ在所し、または、保育所へ入所申請した児童の氏名、年齢が記載されているのであるから、それ自体特定個人を識別しうる情報であり、また、そ

の他の対象情報のうち、「優先順位」、「父所得割額」、「母所得割額」及び「税額合計」は、申込みにあたり個人の所得の状況を当該者の同意を得て提出ないし収集した資料をもとに算定記述したものであることに加え、将来にわたり関係を持ち合う、ある程度限定された関係者に関する情報であるうえに、他の情報と照合することによって特定個人が識別できる情報であると認めざるをえず、「父」、「母」及び「家庭3」の欄は、両親については、その有無及び疾病や障害の有無が、児童については、障害児保育対象児童かどうか、要保護児童であるかどうか等につき記載あるところから、これを公開することは、登載者個人に精神的苦痛を強い、その権利利益を害するおそれがある、というべき情報といわざるをえず、かつ、条例第7条第2号ア、イ、ウによる公開すべき場合にもあたらない。

よって、本件対象行政情報のうち、「優先順位」、「父所得割額」、「母所得割額」、「税額合計」、「父」、「母」、「家庭3」及び「関連児童情報」の部分为非公開としてなした実施機関の一部公開決定は妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年 6月28日	諮問の受理
②	同 年 7月20日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 8月24日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 8月24日	審議
⑤	同 年 9月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 10月18日	実施機関から理由補充説明書を受理
⑦	同 年 10月18日	異議申立人から意見書補足を受理
⑧	同 年 10月19日	審議
⑨	同 年 11月13日	審議